

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱

制定 27食産第5412号
平成28年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正	平成29年	3月31日	28食産第6097号
改正	平成30年	3月30日	29食産第5530号
改正	平成30年	8月15日	30食産第2145号
改正	平成31年	3月29日	30食産第5295号
改正	令和2年	3月31日	元食産第5896号
改正	令和3年	3月30日	2食産第6632号

第1 趣旨

少子高齢化等により国内の食市場の縮小が見込まれる中、農林水産業・食品産業の更なる成長のためには、国産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開を図り、世界の人口増加や各国の経済発展等により今後大きく成長するグローバルな食市場を獲得することが重要である。

「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額の目標が設定された。この目標を実現するため、令和2年12月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（以下「輸出拡大実行戦略」という。）が決定されたところであり、輸出拡大実行戦略に基づき、輸出関係事業者への支援等を行う必要がある。

本事業は、農林水産物・食品の輸出促進に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第2 目的

農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組を推進し、輸出拡大実行戦略に基づく商流確立・拡大に取り組むとともに、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備を推進することを目的とする。

第3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

なお、別表1のIの1の(2)のエ、Iの2の(1)の2並びに別表1のIの2の(2)の1の(2)、1の(3)、2及び3の事業の実施に当たっては、食料産業局長が別に定める要件を満たす団体等に対してその経費を補助するものとする。

第4 事業の採択等

事業の採択基準については、食料産業局長、生産局長、林野庁長官又は水産庁長官(以下「食料産業局長等」という。)が別に定める。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「事業承認者」という。)に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更(食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。)又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月15日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表1(第3関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<p>I 農林水産物・食品輸出促進対策事業</p> <p>1 農林水産物・食品の輸出対策</p> <p>(1) 海外需要創出等支援対策事業</p> <p>ア 戦略的輸出拡大サポート事業</p>	<p>1 戦略的輸出拡大サポート支援事業</p> <p>(1) マーケティング戦略の策定、戦略的プロモーションの実行、成果検証等 日本食品海外プロモーションセンター（以下「J F O O D O」という。）において、農林水産省と協議の上で決定した国・地域及び品目に関し、品目団体等と連携を図った上で、P D C Aサイクルを実行しながら、海外富裕層等を中心とする輸出拡大を重点的に目指したターゲット国・地域において、需要の創出及び拡大並びに事業者が相応の価格で販売できる環境形成（ブランディング）を推進する。</p> <p>(2) 輸出に取り組む事業者への支援等 国内各ブロック及びJ F O O D Oがマーケティングに係る取組を実施する国・地域に専門家を配置し、J E T R Oと連携しながら、各事業者の関心を海外のマーケットに向けさせるとともに、各事業者がJ F O O D Oの取組と連携して独自の販売促進活動等が行えるようにするための支援を行う。</p> <p>(3) 事業者サポート体制の強化</p> <p>ア 輸出セミナー及び商談スキル向上研修の開催 日本産食品の輸出に関心のある農林漁業者等に対して、輸出に取り組む際に必要となる情報を提供するためのセミナー及び商談スキル向上研修を開催する。</p> <p>イ 輸出プロモーターの設置 日本産食品の輸出に大きな可能性を有する事業者を全国から発掘し、有望な輸出事業者として育成するため、輸出プロモーターを設置する。</p> <p>ウ 海外プロモーターの設置 海外における日本産食品の輸出に大きく貢献する可能性を有する海外バイヤーの発掘及び輸出に取り</p>	<p>1 独立行政法人日本貿易振興機構</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
	<p>組む農林漁業者等への情報提供等のため、海外プロモーターを設置する。</p> <p>エ 課題別専門家の設置 日本産食品の輸出に当たり障壁となりうるハラルやコーシャなどの宗教に起因する課題や国・地域ごとに異なる規制や市場ごとの需要にきめ細かく対応するため、課題別専門家を設置する。</p> <p>オ ビジネス関係者等への戦略的マーケティングの実施 有望市場をはじめとした戦略的に輸出拡大が強く期待される市場の開拓に向けて、日本産食品をビジネス関係者（輸出先国の政府要人等を含む）にPRすることを目的とした戦略的マーケティングを実施する。</p> <p>カ 輸出相談窓口としてのワンストップステーション化 日本産食品の輸出に係る海外の制度情報、商流・コスト構造、海外市場の動向等についての調査を実施し、情報を蓄積することで、日本産食品の輸出に取り組む事業者からの種々な問合せに対応するほか、1年以上先のイベント情報を盛り込んだイベントカレンダーを活用したオールジャパンの取組を推進し、事業者にとって必要な情報の提供や、課題の解決に向けた助言等を行うワンストップステーションとしての体制を構築する。</p> <p>(4) 商談会及び見本市への出展等サポート</p> <p>ア 国内商談会の開催 海外への新たな販路開拓・販路拡大に取り組む農林漁業者等と有望なバイヤー等との商流構築を図るため、日本にバイヤーやディストリビューター等を招へいし、成果に結びつくよう効果的かつ効率的に商談会を開催する。</p> <p>イ 海外商談会等の開催 海外への新たな販路開拓・販路拡大に取り組む農林漁業者等と有力なバイヤー等との商流構築を図るため、海外においてバイヤー、ディストリビューター等との商談会を開催するものとする。</p> <p>ウ 海外見本市への出展等 海外における日本産食品の商品価値を高めつつ、海外への新たな販路開拓・販路拡大に取り組む農林漁業者等の商流構築を図るため、海外で開催される有望な国際見本市へジャパンパビリオンを出展するものとする。 加えて、有望国際見本市が開催されない場合には、必要に応じ、日本産食品の展示と商談を目的とする見本市を企画し、実施する。</p> <p>2 分野・テーマ別海外販路開拓対策事業 (1) 事業実施者が行う分野・テーマ別のPR活動・販売</p>	

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
	<p>促進活動事業 事業実施者は、分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動・海外販路開拓戦略策定に係る取組を行う。</p> <p>(2) 事業実施者の選考等 事業実施主体は、(1)の事業について、事業実施者の公募に係る審査等を行う公募選考会の開催、事業実施者を選考するための公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理、事業実施者支援等を行う。</p>	
イ 輸出に取り組む優良事業者表彰事業	<p>海外における日本食・食文化の一層の理解深化と日本産食品の輸出促進及び事業者の輸出意欲の喚起に向けて、優れた輸出事業者の選出及び表彰を行う。</p>	2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
ウ 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業	<p>1 日本食・食文化普及の人材育成事業 (1) 日本食・食文化普及人材育成支援事業 海外の外国人日本食料理人を、我が国の食関連事業者等が海外展開する際に、現地でのパートナーとなり得る人材へと育成するため、我が国の日本料理店等で研修させ、日本料理に関する知識及び調理技能等を向上させる研修等を行う。</p> <p>(2) 日本料理の調理技能認定推進支援事業 海外において日本食・食文化と日本産食品の魅力適切かつ効果的に発信するため、海外の外国人日本食料理人のうち日本料理の知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を認定する制度の適正な運用・管理並びに本制度の効果の拡大を行う。</p> <p>2 日本食・食文化の発信拠点拡大事業 日本産品の海外需要を拡大し、輸出促進を図るため、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を日本産食材サポーター店として認定する制度の適正な運用・管理並びに本制度の効果の拡大を行うとともに、これに必要な日本産食材サポーター店の実態調査を行う。</p>	3 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 輸出環境整備推進事業	<p>1 HACCP認定加速化支援事業 (1) HACCP研修等開催 HACCPの導入に必要な一般衛生管理の徹底やHACCP認定の取得等のための研修等を開催する。</p> <p>(2) 品質・衛生管理専門家現地指導 農林水産物・食品の生産、製造、加工又は流通を行う施設に品質・衛生管理専門家を派遣し、HACCP</p>	4 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
	<p>の導入に必要な一般的衛生管理の徹底、輸出先国が求める施設認定の取得等に係る課題について、その改善のための助言や技術的指導を行う。</p> <p>(3) 品質・衛生管理の指導を行う専門家の育成 農林水産物・食品の生産、製造、加工又は流通を行う施設におけるHACCPの導入に必要な一般的衛生管理の徹底、HACCP認定の取得等に関する指導を行う専門家を育成するための講習会等を実施する。</p> <p>2 施設認定等検査支援事業 タイ等向け青果物の輸出に必要な選別及び梱包施設に係る認証取得・維持・更新経費、タイ等向け青果物の輸出解禁後に必要なロットごとの合同輸出検査等に係る経費、インドネシア等向け植物由来食品の輸出に必要な残留農薬等検査費用に係る経費及び台湾等向け青果物の輸出解禁後に必要な輸出先国検査官の招へいに係る経費を支援する。</p>	
イ インポートトランズ申請支援事業	<p>青果物及び緑茶生産において使用される主な農薬について、輸出相手国に対して日本と同等の残留農薬基準を新たに設定申請するための取組への支援を行う。</p>	<p>5 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>6 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
ウ 畜水産モニタリング検査支援事業	<p>1 畜産物モニタリング検査支援 輸出先国が要求する畜産物の動物用医薬品等のモニタリング検査等の実施を支援する。</p> <p>2 水産物モニタリング検査支援 輸出先国が要求する養殖魚介類の残留動物用医薬品等のモニタリング検査に係る支援を実施する。</p> <p>3 生産海域モニタリング検査支援 輸出先国が要求する二枚貝等生産海域でのプランクトン検査、貝毒検査等を実施する。</p>	<p>7 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
エ 自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業	<p>1 輸出に必要な証明書発行、施設認定等の迅速化のため、これらを担う自治体、民間検査機関等の体制強化や能力向上、検査機器の導入等を支援する。</p> <p>2 事業実施主体は、1の事業について、事業実施者の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。</p>	<p>8 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
オ 国際的認証資格取得等支援	<p>輸出拡大実行戦略に掲げる重点品目等について、事業実施主体が輸出先国から求められる検疫等の条件への対応（食肉処理施設査察、ハラール認証等）、国際的に通用する認証の取得・更新（ISO 22000等）及び輸出先国</p>	<p>9 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<p>事業</p> <p>(3) 食文化等によるインバウンド対応推進事業</p> <p>(4) グローバル産地づくり推進事業</p> <p>ア 日本発の水産エコラベル普及推進事業</p> <p>イ 食肉加工品輸出基盤強化推進事業</p> <p>ウ 規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業</p> <p>(5) 高付加価値木材製</p>	<p>において他国産との差別化が図られる規格認証等の取得・更新（有機JAS認証等）の取組を支援する。</p> <p>訪日外国人の食体験を通じて日本の食・食文化への関心を高め、インバウンド需要の拡大を図るとともに、これを輸出につなげるため、地域の食文化資源等の発掘及び普及の取組を行う。</p> <p>我が国水産物の輸出環境の整備及び市場拡大のため、我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業によって生産されていることを示す、日本発の水産エコラベルの国内外への普及に向けた取組を支援する。</p> <p>輸出先国の需要や規則を満たす食肉加工品を供給する基盤を強化するため、輸出先国における食肉加工品の需要・規則等の調査、調査結果を踏まえた研修会の開催及び輸出規則等に対応した食肉加工品輸出のための試験・実証等の取組を支援する。</p> <p>1 アセアン諸国向けJFSセミナー兼商談会の開催 輸出先として有望なアセアン諸国等をターゲットに、JFS規格の認知度を向上させ加工食品の輸出拡大を図るため、JFS規格に関するセミナー及びJFS規格取得製品の商談会の開催を支援する。</p> <p>2 輸出拡大に向けた日本発規格のモデル的取得及び広報活動への支援 国内外の食品工場におけるJFS規格のモデル的取得を支援し、海外のマスメディア等を活用して効果的な広報を展開するとともに、海外の流通・小売・政府関係者を招いた工場視察の実施を支援する。</p> <p>3 海外における監査体制調査等への支援 国内外におけるJFS規格のステータス向上を図るため、輸出先国における様々な規格・認証の活用状況及び食品安全の監査体制に関する調査の実施、食品安全に係る国際会議での情報収集等を支援する。</p>	<p>10 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>11 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>12 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>13 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<p>品輸出促進事業</p> <p>ア 企業連携型木材製品輸出促進モデル事業</p> <p>イ アジア向け高耐久木材の輸出環境調査事業</p> <p>ウ 国内外における木造技術講習事業</p> <p>エ 日本産木材・木材製品の普及・PR事業</p> <p>2 地理的表示等の知的財産の保護・活用</p> <p>(1) 地理的表示保護コンソーシアム運営事業</p>	<p>企業連携によるモデル・実証的な木材製品輸出の取組を段階に応じて募集・選定し、選定した取組を支援するとともに、その成果の報告会及び報告書の作成等を支援する。</p> <p>アジア地域への高耐久木材の輸出拡大に向け、防腐・防蟻処理木材の規格、流通規制及び市場動向等に関する調査を行い、報告書を取りまとめるための検討会の開催等を支援する。</p> <p>中国及び韓国における木造技術講習会の開催、日本国内での木造技術研修会の開催等を支援する。</p> <p>新たな輸出先国の開拓に向けた木材製品の輸出促進活動、モデル住宅等を活用したPR活動等を支援する。</p> <p>次の1及び3の取組を実施するとともに、2の取組について、1により選定した事業実施者に対して補助を行う。</p> <p>1 G I 保護制度の登録申請についての産地等への相談対応、情報提供やG I 登録団体の現状を分析し、G I 登録製品の価値向上等に係る効率的な支援のほか、食料産業局長が別に定めるところにより、地理的表示海外保護・侵害対策の実施主体の公募・選定を行う。</p> <p>2 地理的表示海外保護・侵害対策を行う。 (1) 海外へのG I 申請・登録支援 (2) 海外での侵害対策支援</p>	<p>14 林野庁長官が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>15 林野庁長官が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>16 林野庁長官が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>17 林野庁長官が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>18 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<p>(2) 植物品種等海外流出防止総合対策事業</p> <p>(3) 農業知的財産保護・活用支援事業</p> <p>II 農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体事業</p> <p>1 農林水産物・食品の輸出対策</p>	<p>3 G I 登録生産者団体の集団化等によるG I 製品の輸出や国内販路拡大及びG I 製品のブランド価値向上を促進するとともに、G I 制度・製品の認知度向上を図るため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 地理的表示保護コンソーシアムの運営</p> <p>(2) G I 登録生産者団体支援</p> <p>1 海外出願促進対策</p> <p>次の(1)の取組を実施するとともに、(2)及び(3)の取組について、(1)により選定された支援対象者に対して補助を行う。</p> <p>(1) 海外で品種登録出願を行うことが我が国農産物の輸出力強化につながる品種登録出願の公募・選定</p> <p>(2) 我が国農産物の輸出力強化のため重要な品種の海外への品種登録出願</p> <p>(3) (2)以外の海外への品種登録出願</p> <p>2 海外育成者権侵害対策</p> <p>海外において対応すべき育成者権侵害事案の公募・選定及び対応経費への支援を行う。</p> <p>3 種苗資源の保護</p> <p>我が国で古くから栽培されてきた伝統野菜や、優良な形質を持っている親品種等の種苗資源について、地域において保存する。</p> <p>4 植物品種保護制度の運用改善</p> <p>種苗業者と農業者との間で、種苗販売時において簡易な許諾契約を実施するための手法に関する実証等の取組を行う。</p> <p>農産物の輸出促進に向けた海外における我が国知的財産権の保護強化を図るため、品種開発者から権利を受託した農業知的財産管理支援機関による一元的な海外での育成者権の取得及び保護・侵害対策のほか、農業分野での特許・商標の取得及び活用の取組を支援するとともに、農業分野の特殊性を踏まえた営業秘密等を保護するための指針を策定するための取組を支援する。</p>	<p>19 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム</p> <p>20 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(1) GFPグローバル産地づくり推進事業	農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、グローバル産地形成を具体的に進めるための詳細な調査、計画の策定その他の輸出向け産地形成・拡大を本格的に進める取組を支援する。	21 都道府県

別表2（第5関係）

農林水産物・食品輸出促進対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
I 農林水産物・食品輸出促進対策事業	
戦略的輸出拡大サポート事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出に取り組む優良事業者表彰事業の事業実施主体	食料産業局長
日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出環境整備推進事業のうち輸出施設のHACCP等認定に必要な支援事業の事業実施主体	
HACCP認定加速化支援事業の事業実施主体	食料産業局長
施設認定等検査支援事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
輸出環境整備推進事業のうちインポートトレランス申請支援事業の事業実施主体	生産局長
輸出環境整備推進事業のうち畜水産モニタリング検査支援事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出環境整備推進事業のうち自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出環境整備推進事業のうち国際的認証資格取得等支援事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
食文化等によるインバウンド対応推進事業の事業実施主体	食料産業局長
グローバル産地づくり推進事業のうち日本発の水産エコラベル普及推進事業の事業実施主体	水産庁長官
グローバル産地づくり推進事業のうち食肉加工品輸出基盤強化推進事業の事業実施主体	生産局長

事業実施主体の区分	事業承認者
グローバル産地づくり推進事業のうち規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業の事業実施主体	食料産業局長
高付加価値木材製品輸出促進事業の事業実施主体	林野庁長官
地理的表示保護コンソーシアム運営事業の事業実施主体	食料産業局長
植物品種等海外流出防止総合対策事業の事業実施主体	食料産業局長
農業知的財産保護・活用支援事業の事業実施主体	食料産業局長
II 農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体事業	
GFPグローバル産地づくり推進事業の事業実施主体	
地方農政局の管轄区域内（注）に所在する都府県	地方農政局長
北海道	北海道農政事務所長
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。